

社会資本総合整備計画（大和田二・三丁目地区土地区画整理事業）の 評価について

【目的】

社会資本整備総合交付金交付要綱第10に基づき、社会資本総合整備計画に定めた目標（被雇用者増加数2,550人）の実現状況等について評価するもの。結果については、ホームページでの公表及び国土交通大臣への報告が義務付けられている。

【新座市社会資本総合整備計画評価委員会（以下「委員会」という。）の 設置について】

市では、評価を実施するため、委員会の設置が条例で定められている。当該条例において、委員は5人以内とし、学識経験者及び市民で構成することとなっている。（市長が委嘱する。）

本事業においては、企業誘致に係るプロポーザル等関わりのあった方々からの選出が望ましいと考え、別紙4人の方々に依頼することとなった。

【会議内容について】

（第1回）

令和3年11月17日（水）午前10時

- ・ 委員長及び副委員長の選出
- ・ 事業の経緯及び社会資本総合整備計画の概要説明
- ・ 現地視察

（第2回）

令和3年11月24日（水）午前10時

- ・ 社会資本総合整備計画の評価

以上